



曾根崎交通安全協会
 曾根崎自家用自動車部会
 〒530-0027
 大阪市北区堂山町1-5
 三共梅田ビル6階611号室
 TEL (06) 6315 - 8505
 FAX (06) 6315 - 8506
 制作・印刷 (株)タップハウス

秋の全国交通安全運動

実施期間 | 令和4年9月21日(水)～9月30日(金)までの10日間

全国重点 1

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

子供の交通事故

特徴 歩行中の子供の交通事故の約4割は飛び出しが原因!!

- ドライバーは → 生活道路での子供の飛び出しなど、危険を予測して運転しましょう。
- 大人は → 信号に従うなど、大人が交通ルールを守り、子供の手本となりましょう。



高齢者の交通事故

特徴 高齢者の交通事故死者数の約4割が歩行者!!

- ドライバーは → 横断歩道は歩行者優先です。
横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、必ず止まりましょう。
- 大人は → 信号に従うなど、大人が交通ルールを守り、子供の手本となりましょう。
- 高齢歩行者は → 横断する時は、横断歩道を渡りましょう。
横断歩道外の横断などは危険ですのでやめましょう。



\\ \\ ハンドサインで 渡ります を伝えよう ///

全国重点 2

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

夜間の交通事故

特徴 歩行中の交通死亡事故のうち、約5割は夜間に発生!

- ドライバーは → 夕暮れ時、早めにライトを点灯させ、状況に応じてハイビームを活用しましょう。
- 歩行者は → 明るい色の服を着用し、反射材を身に付けるなどして、いち早くドライバーに気づいてもらいましょう。

〈次ページへつづく〉

飲酒運転による交通事故

\\ 普通の交通事故は過失ですが飲酒運転は故意犯です //

\\ 飲酒運転は「しない」「させない」「許さない」 //

罰則

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲酒運転を幫助・教唆した者の罪

車両の提供

車両提供



- 運転者が酒酔いで検挙された場合 (5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- 酒気帯びで検挙された場合 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

酒類の提供及び車両同乗

酒類提供



車両同乗



- 運転者が酒酔いで検挙された場合 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 運転者が酒気帯びで検挙された場合 (2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

全国重点 3

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車の交通事故

特徴 自転車乗車中における交通事故死者数の約5割が高齢者 !!

自転車の交通事故の約8割が自転車側にも何らかの違反あり !!



- ドライバーは → 右左折する時など、自転車の急な動きに注意しましょう。
- 自転車利用者は → 信号は必ず守り「止まれ」の標識がある交差点では、一時停止して、左右の安全を確かめてから通行しましょう。大人も子供もヘルメットを正しく着用し、自転車にも反射材を取り付けましょう。

\\ 自転車は「くるま」の仲間 //

大阪重点

二輪車の交通事故防止

特徴 二輪車の交通事故のうち、約7割は交差点及び交差点付近で発生 !

- ライダーは →
 - 無理な追い越しやすり抜けなど、危険な運転はやめましょう。
 - 速度を控えて安全な速度で走行しましょう。また、交差点では特に対向の右折車両に注意しましょう。
 - ヘルメットのあご紐をしっかり締め、プロテクターを着装して、大切な体を守りましょう。
- ドライバーは →
 - 車線変更時や右左折時は、二輪車の動きに十分注意しましょう。
 - 二輪車は、車体が小さく、遅く、遠く感じるので注意しましょう。。



筆者は、交通刑務所服役中、自らが起こした交通死亡事故を回顧し、悲惨な交通事故を少しでも減ってくれる事を願っての貴重な手記です。

同人は、スクール事業を目的とする会社の職業ドライバーで、乗客の小学生を乗せ目的地まで搬送中、居眠り運転をし、乗客の小学生を死亡させた交通事故です。

交通事故直後の心境は、責任感が極めて希薄で、自らに都合良く責任転嫁をする人物ではないかと思われました。

しかし、服役中の教育プログラム受講過程で、人命を預かる者の責任性、人の命を奪ったことによる、遺族の苦しみ、自己が出来る社会への償いへの心境がひしひしと伝わる手記でした。

交通刑務所服役者の手記

「忘れられた責任感」

会社員(28歳)

「交通事故を起こすのは、運の悪い人だ」私はそう思ってきました。

交通事故を起こした私は、本当に運が悪かったのでしょうか？平成〇年〇月下旬、早朝。この時期にしては少し肌寒い朝でした。

私は、通勤先のスクール事業のイベントで小学生の子供たちを車に乗せ、高速道路を運転していました。運転を始めてから2時間程すると、強い眠気を感じました。休憩のためにサービスエリアに寄りたいと思いましたが、最寄りに見えたのはトイレしかないパーキングエリアでした。「ここでは子供たちが退屈してしまうだろう。もう少し走れば大きいサービスエリアがあるはずだ」と考え、そのまま運転を続けました。次第に臉は重くなり、目を開けているのも辛くなってきました。私はあまりの眠気に耐え切れず「少しだけ」目を閉じました。

次の瞬間、気が付くと車は中央分離帯のブロックを乗り越えようとしていました。慌ててハンドルを左に切りましたが、車はバランスを崩し、コントロールを失いました。

車は道路の側壁に、ぶつかり、そして横転しました。

「いったい何が起こったのか…」訳も分からないまま、後ろに乗っていた子どもたちの安否を確認しようとしました。すると「〇〇君がいない!」という声が、私の耳に飛び込んできました。その子はシートベルトをしていなかったため、壁にぶつかった衝撃で窓を突き破り、車外へ放り出されてしまったのでした。

その後、救急車と警察を呼びましたが、その子は即死でした。他の子供たちも怪我をしていたので、救急車で搬送され私も子供たちとは別の病院へ搬送されました。

その日のうちに、勤務先の上司が病院に迎えに来てくれ、亡くなった子のご遺族のところへ一緒に謝罪に行きました。

私の謝罪に対し、ご遺族の方々は怒りを通り越して呆れ果てているといった様子でした。そして、子供の命を守れなかったことに対して、私ではなく、ご自身を責めていました。

その後、お通夜、お葬式、お盆、毎月命日にご遺族の自宅を訪問し、謝罪をし、焼香をさせていただきました。

私は、自動車運転過失致死傷罪により、禁錮2年の実刑判決を言い渡されました。

しかし、私には一つの疑問がありました。

「悪いのは私だけなのか。毎日毎日休みなく仕事をして。あの日も自分一人で子供たちを送迎し、休憩を取りたくても取れなかった。会社にも責任があるんじゃないのか?なぜ会社の責任は問われないのか!」

私は、この疑問に執着し、控訴しました。しかし、控訴審でも

判決が変わることはありませんでした。

刑務所に入り、2か月ほど独居房で過ごしました。その間、自分が今までどれだけ多くの人たちに支えられて生きてきたのか、ということに気が付きました。そしてまた、これまでの私が、どれだけ自分勝手に無責任なものであったかにも気が付きました。自分のやりたいことだけをして、嫌なことは見て見ぬふり。上手くいけば自分の力、都合が悪くなれば他人のせい。本当に自分勝手に生きてきたのだと痛感しました。市原刑務所に移送され、様々な教育プログラムを受ける中で、今回の事故がそんな自分の無責任の考え方が引き起こしたもののなのだという事に気が付きました。

「車を運転する」ということは、人の命を預かってハンドルを握っているということ、人の命を守る責任があるということなのです。車の運転に慣れ、そんな当たり前なことさえも気づくことができなくなってしまっていたのです。

運転に対する責任感をしっかりと持っていれば、事故を起こさないための準備をもっとしっかりとできていたはずです。眠気覚まし剤の用意や前日の体調管理、休憩場所の確認など、やらなければいけないことに気が付いていたはずです。また、シートベルトの着用の徹底もドライバーの責任としてやらなければならないことでした。私は、口頭でシートベルトの着用を促しただけでした。同乗者、しかもそれが子供であればドライバーが自らの手でシートベルトの装着をしなければいけません。シートベルトの着用をしっかりとさせていれば、最悪の事態は防げたはずです。

交通事故は、一瞬の判断ミスで起きるものでもなければ、運が悪くて起きるものでもなかったのです。日頃の行動の積み重ね、車を運転する人の意識によって、起こるべくして起こるものだったのです。

私の犯した罪は、被害者ご遺族を一生苦しめ続けてしまっています。しかし、私にできることは、誠意を持って謝罪を続けていくこと、ただそれだけです。今後10年、20年、一生をかけて自分の犯した罪を反省し、奪ってしまった命と、苦しめ続けているご遺族がいることを忘れずに生きていくことだと思っています。そして、私自身が更生し、社会に貢献できるような人間になることが償いになるのではないかと考えています。

私の償いの第一歩として、このたび、この手記を書かせていただきました。

私のような無責任な気持ちでハンドルを握るドライバーが少しでも減ること、そして悲惨な交通事故が少しでも減ってくれることを心から願っています。

75歳以上の高齢者の運転免許更新手続きに「運転技能検査」が義務付け

(令和4年5月13日施行)



道路交通法の一部改正が行われ、一定の違反歴がある75歳以上の高齢者の運転免許更新手続きに「運転技能検査」が義務付けされました。

① 運転技能検査

運転技能検査は実車で行われますが、合格しなければ運転免許証の更新をすることが出来ません。

② 何度でも受けられる

運転技能検査は、繰り返し何度でも受けることが可能ですが、運転免許証の更新期間満了日の前に合格する必要があります。

※ 運転技能検査を受ける必要のある方とは

- ① 過去3年間に、「別表(*)」に掲げる違反がある方。
過去3年間とは、誕生日(更新時期)の160日前の日の3年間です。
- ② 更新期間満了日の6か月前に「運転技能検査」受講の案内が届きます。

※ 運転技能検査の内容

運転技能検査は、自動車教習所等で、実際にコースを運転し、指示速度による走行、一時停止、交差点の右左折、信号通過、段差乗り上げの課題等を行います。

* 別表

- 1 信号無視
- 2 通行区分違反
- 3 通行帯違反等
- 4 速度超過
- 5 横断等禁止違反
- 6 踏切不停止等遮断
- 7 交差点右左折方法違反
- 8 交差点安全運行等義務違反
- 9 横断歩行者等妨害違反
- 10 安全運転義務違反
- 11 携帯電話使用等

筆者が取り扱った交通死亡事故 (その後が気になります。)

交通事故は加害者だけでなく被害者も苦しみを招きます。

被害者は、高齢の男性でした。被害者の妻は、夫は生前「年金だけでは苦しいからとか、たまには旅行にでもと言って、夜の交通整理の警備員をして生活を支えてくれていました」

と、高齢夫婦のささやかな夢と楽しみ、生前の夫婦愛を語ってくれました。

一方加害者は、小さい時から人の命を助けることが出来る医師を目指していた医学生でした。

事故直後、駆けつけて来た加害者のご両親が語った言葉に「人の命を奪った息子が医師になれるでしょうか」と筆者に聞いてきました。

交通事故の状況は、警備員が深夜、勤め先の会社に入出入りする車両の誘導を、道路中央付近まで出て交通整理をしていた時、医学生が運転する車にはね飛ばされ、道路端の水路で顔面が水に浸

かった状態の重大事故でした。

医学生は、車内でオーディオ操作のため下を向き、前方不注視で警備員に気づかず、車両前部で警備員をはね飛ばしたのです。

会社の目撃者によりますと、医学生は、直ちに水路で横たわっている被害者を抱きかかえ、救急車が来るまで必死で蘇生を試みて警備員を助けようとしていたそうです。

加害者のご両親には「事故後、息子さんがとった行動は、人としても、医師を目指している者としてもなかなか出来ない行動をとっていましたよ」と告げると、黙ってうなずいていました。

被害者の妻にも、加害者の行動を説明すると落ち着いて聞いていました。

その後の、双方の方々が今でも気にかかります。